

四日市市告示第591号

四日市市休日保育事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月23日

四日市市長 森 智広

四日市市休日保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市休日保育事業実施要綱（平成23年四日市市告示第338号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象児童)</p> <p>第4条 本事業の対象となる児童は、次に掲げるすべてに該当する児童であつて、かつ、四日市市が休日保育の利用を承諾した児童とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>日曜日に利用した場合、平日（土曜日及び祝日を含む。以下同じ。）において、第2号の児童の保育を実施する施設（以下「保育所等」という。）での保育を必要としない日があること。</u>ただし、やむを得ない事情により、平日に保育所等での保育を必要としない日がないと市長が認める場合を除く。</p>	<p>(対象児童)</p> <p>第4条 本事業の対象となる児童は、次に掲げるすべてに該当する児童であつて、かつ、四日市市が休日保育の利用を承諾した児童とする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>平日（土曜日を含み、祝祭日利用日は除く。以下同じ。）において、第2号の児童の保育を実施する施設（以下「保育所等」という。）での保育を必要としない日があること。</u>ただし、やむを得ない事情により、平日に保育所等での保育を必要としない日がないと市長が認める場合を除く。</p>
<p><u>(事業の承認及び廃止)</u></p> <p><u>第5条 事業の実施を希望する施設は、四日市市休日保育事業実施承認申請書（第1号様式）を、事業を実施しようとする日の属する年度の前年度の12月</u></p>	

末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、内容を審査し、四日市市休日保育事業実施承認・不承認通知書（第2号様式）により、事業の承認・不承認について申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により承認を受けた事業実施者が事業を廃止するときは、当該廃止しようとする日の3か月前までに、四日市市休日保育事業廃止届（第3号様式）により市長へ届けなければならぬ。ただし、天災その他の事由により、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（実施施設等）

第6条 実施施設は、別表1に定める保育所等（以下「実施園」という。）とする。

2 （略）

（保育士等の配置）

第7条 本事業は、担当する保育士または保育教諭（以下「保育士等」という。）を各実施園に2名以上配置するものとする。この場合において、保育士等の数は、最低基準第33条第2項により児童の年齢に応じて定められる基準を満たすものとする。

（実施施設等）

第5条 実施施設は、別表1に定める保育所（以下「実施園」という。）とする。

2 （略）

（保育士の配置）

第6条 本事業は、担当する保育士を各実施園に2名以上配置するものとする。この場合において、保育士の数は、最低基準第33条第2項により児童の年齢に応じて定められる基準を満たすものとする。

(保育時間等)

第8条 (略)

(利用登録)

第9条 対象児童の保護者が休日保育を利用しようとするときは、休日保育利用登録申出書（第4号様式。以下「申出書」という。）をあらかじめ市長に提出しなければならない。また、申出書は年度毎に提出しなければならない。ただし、申出書の受付は、原則、児童が通常在籍する保育所等（以下「在籍園」という。）が代行するものとする。

2 市長は、前項の申出書の提出があった場合には、速やかに審査し、休日保育の利用を適當と認めたときは、休日保育利用登録承諾通知書（第5号様式）により、休日保育の要件に該当しないと認めたとき、又は最低基準等から判断し利用が困難と認めたときは、休日保育利用登録不承諾通知書（第6号様式）により当該保護者に通知するものとする。

3 (略)

(利用申請)

第10条 前条の規定により利用登録を受けた児童の保護者は、利用保育所等で休日保育を利用しようとする場合には、休日保育利用申込書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(保育時間等)

第7条 (略)

(利用登録)

第8条 対象児童の保護者が休日保育を利用しようとするときは、休日保育利用登録申出書（第1号様式。以下「申出書」という。）をあらかじめ市長に提出しなければならない。また、申出書は年度毎に提出しなければならない。ただし、申出書の受け付けは、原則、児童が通常在籍する保育所（以下「在籍園」という。）が代行するものとする。

2 市長は、前項の申出書の提出があった場合には、速やかに審査し、休日保育の利用を適當と認めたときは、休日保育利用登録承諾通知書（第2号様式）により、休日保育の要件に該当しないと認めたとき、又は最低基準等から判断し利用が困難と認めたときは、休日保育利用登録不承諾通知書（第3号様式）により当該保護者に通知するものとする。

3 (略)

(利用申請)

第9条 前条の規定により利用登録を受けた児童の保護者は、利用保育所等で休日保育を利用しようとする場合には、休日保育利用申込書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(辞退の届出)

第11条 第9条の規定により利用登録を受けた児童の保護者は、利用する必要がなくなった場合には、速やかに市長に休日保育利用登録辞退届（第8号様式）を提出しなければならない。

(利用決定の解除)

第12条 (略)

2 市長は、前項の規定により休日保育の利用承諾を解除する場合には、当該児童の保護者に対し、休日保育利用登録解除通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(補助)

第13条 (略)

(負担金等)

第14条 (略)

(児童の休息)

第15条 休日保育を利用する児童の保護者は、児童の休息の確保のため、7日連続で保育所等を利用することがないよう、可能な限り、家庭で児童を保育する日を設けるよう努めることとする。

(補則)

第16条 (略)

(辞退の届出)

第10条 第8条の規定により利用登録を受けた児童の保護者は、利用する必要がなくなった場合には、速やかに市長に休日保育辞退届（第5号様式）を提出しなければならない。

(利用決定の解除)

第11条 (略)

2 市長は、前項の規定により休日保育の利用承諾を解除する場合には、当該児童の保護者に対し、休日保育利用登録解除通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(補助)

第12条 (略)

(負担金等)

第13条 (略)

(児童の休息)

第14条 休日保育を利用する児童の保護者は、児童の休息の確保のため、可能な限り、家庭で児童を保育する日を設けるよう努めることとする。

(補則)

第15条 (略)

改正後

別表 1（第 6 条関係）

（略）

改正前

別表 1（第 5 条関係）

（略）

第 1 号様式から第 9 号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

四日市市休日保育事業実施承認申請書

年　　月　　日

四日市市長 あて

所 在 地

法 人 名

代表者名

四日市市休日保育事業実施要綱に規程する事業を実施したいので、同要綱第5条第1項の規定に基づき、事業実施の承認を申請します。

実施施設名	
所 在 地	
事業開始時期	年　　月　　日　から
実 施 場 所	別添図面のとおり
備 考	

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

四日市市休日保育事業実施承認・不承認通知書

所在 地

法 人 名

代表者名

四日市市長

年 月 日付けにて申請のありました休日保育事業の実施について（承認・不承認）しますので、四日市市休日保育事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、通知します。

実施施設名	
所 在 地	
事業開始時期	年 月 日 から
不承認の場合 その理由	
備 考	

第3号様式（第5条関係）

四日市市休日保育事業廃止届

年　月　日

四日市市長　あて

所 在 地

法 人 名

代表者名

年　月　日付け　第　　号により承認を受けました休日保育事業について、下記のとおり廃止したいので、四日市市休日保育事業実施要綱第5条第3項の規定に基づき、届け出します。

実施施設名	
所 在 地	
事業廃止時期	年　月　日
廃止の理由	
備 考	

第4号様式（第9条関係）

年　月　日

年度　休日保育利用登録申出書

四日市市長　あて

保護者　住所 _____

氏　名 _____

連絡先 _____

緊急連絡先 _____

四日市市休日保育事業実施要綱第9条に基づき、休日保育の登録を申し出ます。

児童名	生年月日	年齢	きょうだいの利用
フリカナ	.	.	有・無
休日保育利用希望施設名			
平日在籍する施設名			
利用する理由 (該当箇所に✓)	1. 就労のため 別紙「休日勤務証明書」参照 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> () 2. その他 (理由 :) <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> ()		
利用予定日 (当てはまるものに✓)	<input type="checkbox"/> 日曜日 <input type="checkbox"/> 祝日		

以下の内容に同意のうえ、休日保育の利用を希望します。

(内容を確認のうえ、✓をしてください)

- 児童の休息確保のため、7日連続で保育所等を利用するがないよう、日曜日に休日保育を利用した場合は、平日（土曜日及び祝日を含む。）に保育所等を利用しない日（家庭で保育する日）を設けます。
- 休日保育利用施設の示す休日保育利用時間内に送迎を行います。
- 病気などにより、休日保育利用日にお休みする場合、速やかに利用施設に連絡します。
- 休日保育を利用する必要がなくなった場合は、速やかに辞退届を提出します。
- 休日保育実施のため、平日在籍する施設に対して、対象児童の保育状況等の照会や情報提供を行うことに同意します。

第5号様式（第9条関係）

休日保育利用登録承諾通知書

住 所 四日市市

保護者 様

児童名 様

休日保育 利用施設名	
生年月日	年 月 日 生 (歳)
在籍施設名	
登録期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
負担金	

上記のとおり、休日保育利用登録を承諾しましたので通知します。

年 月 日

四日市市長

印

備考

- 1 休日保育利用登録申出書および休日勤務証明書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 2 休日保育の登録期間中であっても休日保育事業を利用できる基準に該当しなくなった場合には、休日保育利用登録を解除します。
- 3 休日保育を利用するときは、利用月の前月20日までに休日保育利用申込書を休日保育利用施設、通常在籍施設、または保育幼稚園課に提出してください。ただし、混雑状況により休日保育を利用できない場合もあります。

第6号様式（第9条関係）

休日保育利用登録不承諾通知書

住 所 四日市市

保護者 様

児童名 様

次により、休日保育利用登録を不承諾としましたので通知します。

理 由	
-----	--

年 月 日

四日市市長 印

第7号様式（第10条関係）

年　月　日

休日保育利用申込書

四日市市長 あて

保護者 住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

緊急連絡先 _____

次のとおり、休日保育の利用を申し込みます。

児童名	生年月日	年齢	在籍施設名
	.		
	.		
	.		
休日保育 利用希望月 (年月分)	希望日	左の日の利用により平日に保育所等を 利用しない日（祝日の利用は除く。）	
	日（可・不可）	日	
休日保育利用施設名			
備考			

第8号様式（第11条関係）

年　月　日

四日市市長　あて

休日保育利用登録辞退届

住　所　四日市市

保護者

次のとおり、休日保育利用登録を辞退したいので届け出ます。

児童名	
在籍施設名	
休日保育 利用施設名	
辞退年月日	

第9号様式（第12条関係）

休日保育利用登録解除通知書

住 所 四日市市

保護者 様

次のとおり、休日保育利用登録を解除しましたので通知します。

児童名	
休日保育 利用施設名	
解除年月日	
解除の理由	

年 月 日

四日市市長 印

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(こども未来部 保育幼稚園課)